

豊中市危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市において、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他の法令等が適用されるものを除く。以下「危機事態」という。)が発生した場合に、全庁的に迅速かつ的確に対処するため、豊中市危機管理対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 危機事態に対する対応方針に関すること。
- (2) 危機事態に係る情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 広報及び報道に関すること。
- (4) 職員の配備に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 危機事態に係る対策対応に係る総合調整に関すること。
- (7) その他危機事態への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者及び市立豊中病院事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を統括し、対策本部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前条第3項に掲げる順位による。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に所属すべき部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を統括する。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理対策本部（以下「現地本部」という。）

を置くことができる。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。

3 現地本部長及び現地本部員は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。

4 現地本部長は、現地本部の事務を統括する。

（対策本部会議）

第7条 対策本部会議は、本部長が招集する。

2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長が必要と認めたときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第8条 対策本部の事務局は、豊中市危機管理統括チームに置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月25日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

総務部長，都市経営部長，都市活力部長、環境部長，財務部長，市民協働部長，福祉部長，健康医療部長，こども未来部長，こども家庭支援監、都市計画推進部長，都市基盤部長，会計管理者，市立豊中病院事務局長，上下水道局経営部長，同技術部長，消防局長，教育委員会事務局長，同委員会教育政策監，市議会事務局長